

1 件 名 三浦市市税条例の一部を改正する条例の基本方針

2 提案の根拠・理由

令和7年度税制改正による地方税法の一部改正に伴い、地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の見直しが行われたため、条例中の課税標準の特例に係る規定について所要の整備を行うもの

3 条例改正の内容

- (1) 都市緑地法に規定する市民緑地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の設置期限を令和9年3月31日まで延長することとされたため、従前の特例割合を維持し、引き続き特例措置の対象とする。
- (2) 新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる住宅の新築期限を令和9年3月31日まで延長することとされたため、従前の特例割合を維持し、引き続き特例措置の対象とする。
- (3) 長寿命化に資する大規模修繕等を行った一定の要件を満たすマンションの固定資産税の減額措置について、その対象資産の修繕等に係る期限を令和9年3月31日まで延長することとされたため、従前の特例割合を維持し、引き続き特例措置の対象とする。

4 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。